

第2次 さいたま市
配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の支援に関する基本計画

さいたま市
DV防止基本計画
概要版

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度

配偶者等からの暴力の根絶と
被害者の自立支援をすすめるまちづくり

平成 28 年 3 月



さいたま市

☆計画策定にあたって

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」といいます。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。加害者が繰り返す暴力によって相手を支配し、時には被害者の命が危ぶまれる事態も引き起こされています。DVは被害者と加害者の関係が配偶者等であるという性質上、第三者の目が届きにくい家庭内で行われることが多く、また、外部に相談することに抵抗を感じる人も多いことから、被害の発見が難しく、潜在化・深刻化しやすい特性があります。また、加害者の側に罪の意識が薄く、暴力を振るっている認識がないといった傾向が見られます。

さらに、高校生や大学生などの若年層における交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについての認識が高まる一方で、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が若年層の間でも急速な広がりを見せていることに併せ、その被害の形態も多様化しています。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があります。

男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

☆計画の目的と位置づけ

この計画は、本市のDV防止及び被害者の支援施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

- (1) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) 国の「基本的方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を勘案します。
- (3) 上位計画である、「さいたま市総合振興計画後期基本計画実施計画（平成26年4月）」において、「第7章 交流・コミュニティの分野」に規定する「人権尊重社会の実現」における「配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」を目指すための取組として位置づけられています。
- (4) 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成26年3月）の目標VI「女性に対する暴力のないまちづくり」の重点事項である「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）」に関する総合的な体系を示すものです。





☆計画の目標

この計画の目標を

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

として、各施策への展開を図ります。

☆基本目標

計画の目標を実現するための具体的な目標として、次の5つの基本目標を定めます。

I 教育・啓発の推進

IV 子どもへの支援

II 被害者の早期発見と相談体制の充実

V 関係機関等との連携協力

III 被害者の保護と自立支援の充実

☆対象とする暴力

- 身体的暴力・・・殴る、蹴る。身体を傷つける可能性のあるもので殴る。物を投げつける等。
- 精神的暴力・・・大声で怒鳴る。交友関係や毎日の行動を細かく監視したり制限する。子どもに危害を加えると言って脅す等。
- 性的暴力・・・嫌がっているのに性行為を強要する。避妊に協力しない等。
- 経済的暴力・・・必要な生活費を渡さない。仕事を制限したり無理やりやめさせたりする等。

また、平成25年7月の改正によりDV防止法においても、生活の本拠を共にする（していた）交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることになりましたが、さいたま市DV防止基本計画において既に支援することとしているため、引き続き暴力の対象とします。

☆計画の期間及び推進

この計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までとします。

計画の推進にあたっては、庁内外の関係機関で構成する「さいたま市DV防止対策関係機関連携会議」を定期的開催し、情報交換と意思疎通の円滑化を図ります。また、各施策の実施状況は毎年把握し、公表します。計画の見直しについては、取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の平成32年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、DV防止法や基本的方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

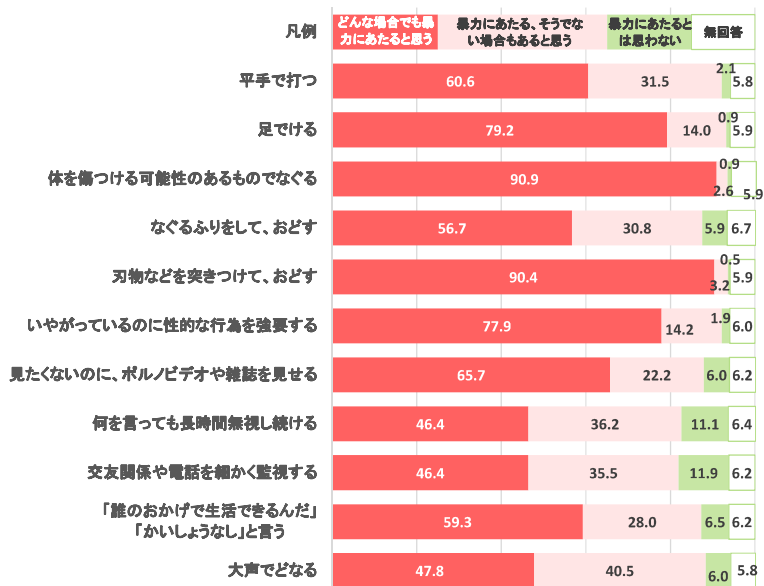
I 教育啓発の推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVをなくすために、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことを目指します。

暴力は個人の尊厳を傷つけ、人権を大きく侵害する問題であり、暴力を深刻化させないためにも、市民一人ひとりが暴力についての認識をさらに高める必要があります。特に、「交友関係や電話を細かく監視する」や、「何を言っても長時間無視をする」などの精神的暴力について、どんな場合でも暴力にあたると思っている人の割合が低いことが伺えることから、DVについての意識啓発や情報提供を充実させ正しい知識を持てるように努めることが求められます。

暴力として認識されている行為

単位：％

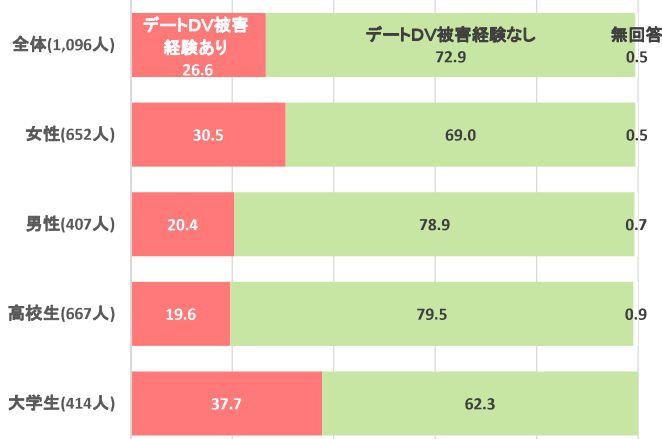


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月）

近年、若年層における交際相手との間での暴力被害が、配偶者間と同様に深刻化している実態があることから、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会のより積極的な提供や、早期の段階から男女平等意識の醸成を行うなど、DVの根絶に向けた取組について関係機関等と連携し予防啓発を行う必要があります。

デートDVの被害経験

単位：％



資料：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査報告書」（平成 27 年 1 月）

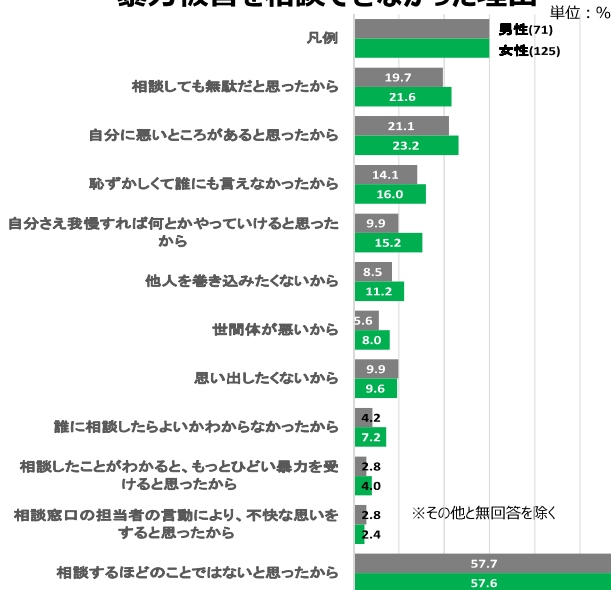


Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

潜在化・深刻化しやすいDV被害について、早期発見ができる体制の整備と、相談体制の充実を図ります。

被害者の多くが女性である背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、男女が置かれてきた社会における構造的な問題があります。これを解決していくには、男女がお互いを認め合い、お互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した施策の推進が必要です。

暴力被害を相談できなかった理由

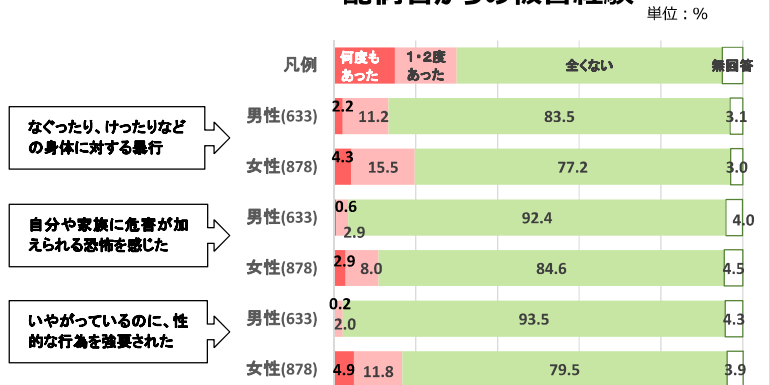


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成 24 年 1 月)

DVに関する相談が増えているにもかかわらず、市民意識調査では相談しなかった人の割合が高くなっていることから、潜在的な被害者が多いことがわかります。

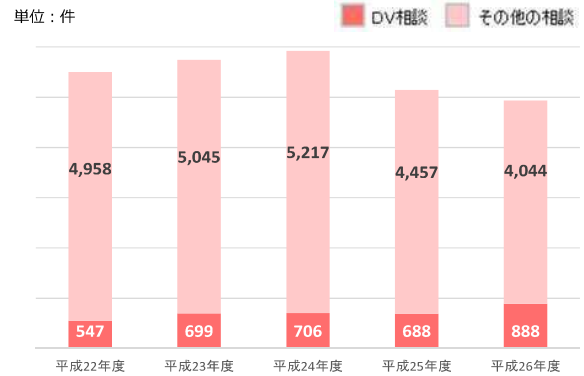
DV被害の解決のためには、公的機関への相談が必要であるという認識や、相談先として公的機関があることの認知度を高める必要があります。

配偶者からの被害経験

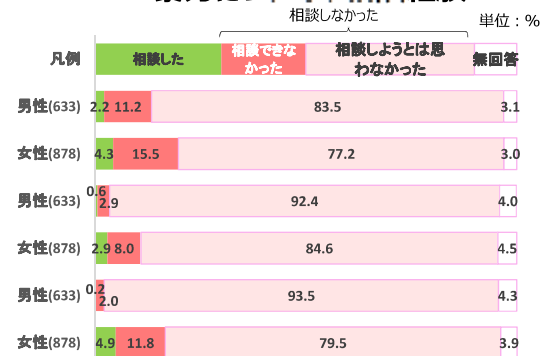


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成 24 年 1 月)

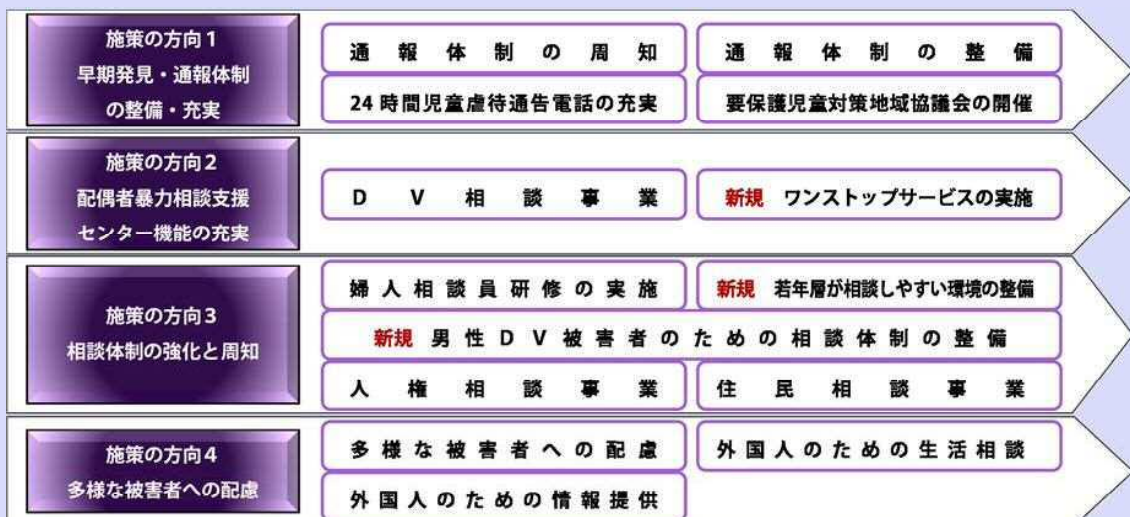
女性相談件数の推移 さいたま市



暴力についての相談経験



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成 24 年 1 月)



Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

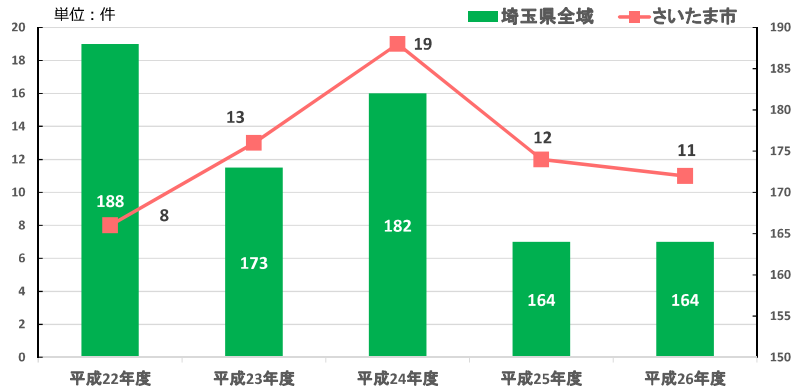
緊急時には一時保護等による被害者の安全の確保に努めます。また、関係機関が連携し、被害者の経済的・精神的自立を支援します。

被害者の安全の確保と負担軽減のため、相談から一時保護に至るまでの対応をスムーズに行う必要があります。

また、被害者がDVから離れた後は、新たな自立した生活の構築が求められます。被害者の支援に当たっては、精神的支援のみならず経済的支援も重要であることから、関係機関等の連携による充実した支援策が必要となります。

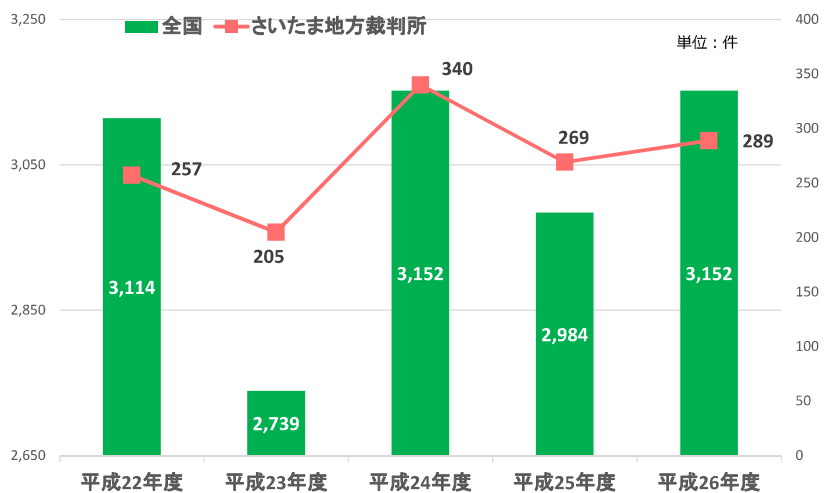


一時保護の状況

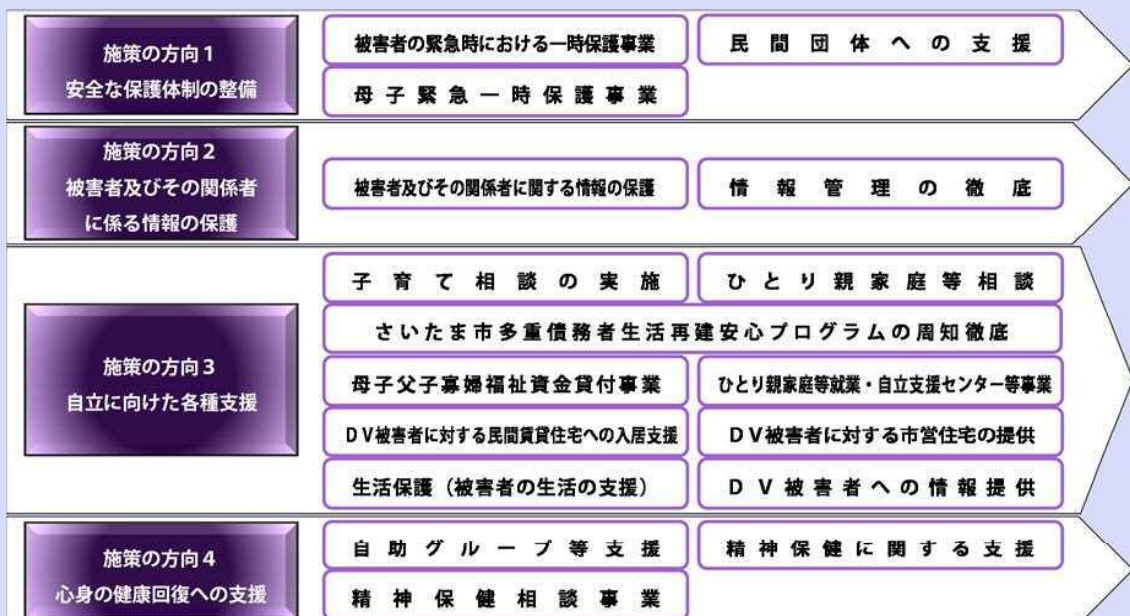


資料：埼玉県、さいたま市

配偶者暴力に関する保護命令事件の申立て件数



資料：最高裁判所、さいたま地方裁判所



Ⅳ 子どもへの支援

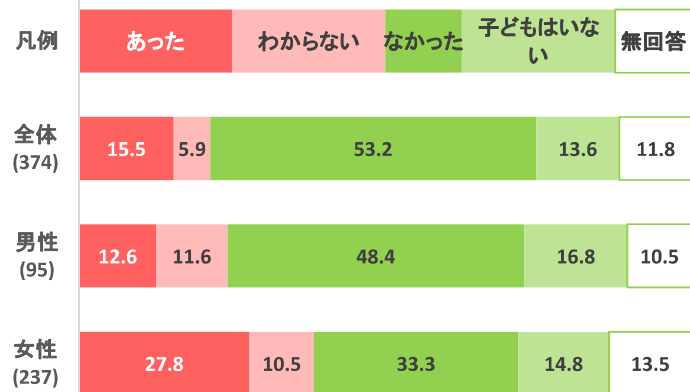
子どもも安心して生活ができるよう、保育や教育上の支援を継続的にを行います。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目の前でされるDVは児童虐待であると定義されています。暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、さまざまな心身の症状が表れることもあります。

そのため、カウンセリング等、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関等との連携が必要です。

子どもへの暴力行為の有無

単位：%

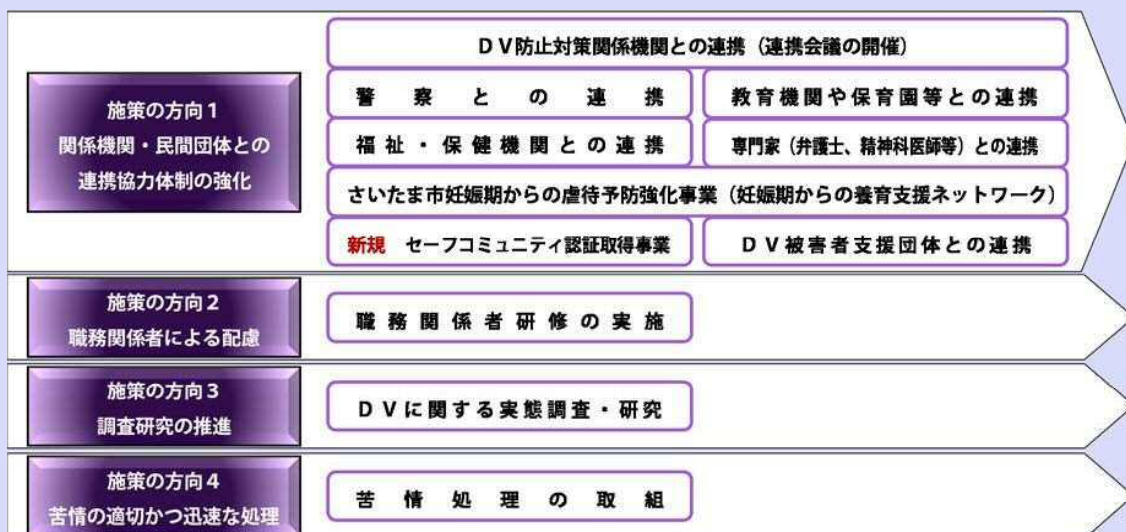


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成 24 年 1 月)

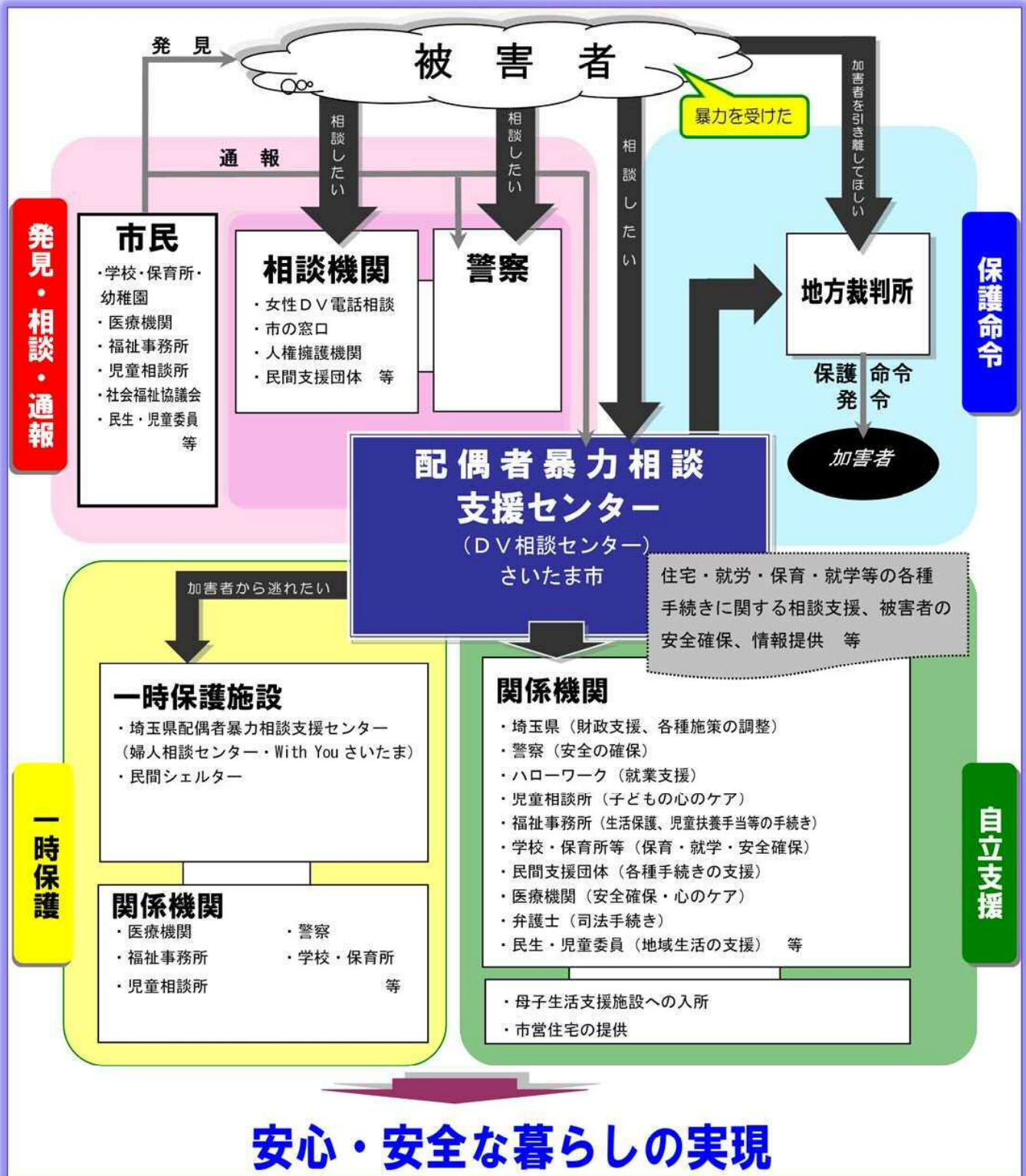


Ⅴ 関係機関等との連携協力

DVの特性を十分理解した上で、被害者の立場に配慮しながら民間団体を含む関係機関と連携を図りながら支援を行います。



D V 被害者支援の流れ



発行:さいたま市 市民局 市民生活部 男女共同参画課

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1231(直通) FAX 048-829-1969

E-mail danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp

この基本計画書概要版は 1,200 部作成し、1 部あたりの印刷費は 68 円です。

